

交通政策に係る施策の取組状況

基本の方針A. 誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に不可欠な交通の維持・確保・・・p2

基本の方針B. 我が国の経済成長を支える、高機能で生産性の高い交通ネットワーク・システムへの強化・・・p9

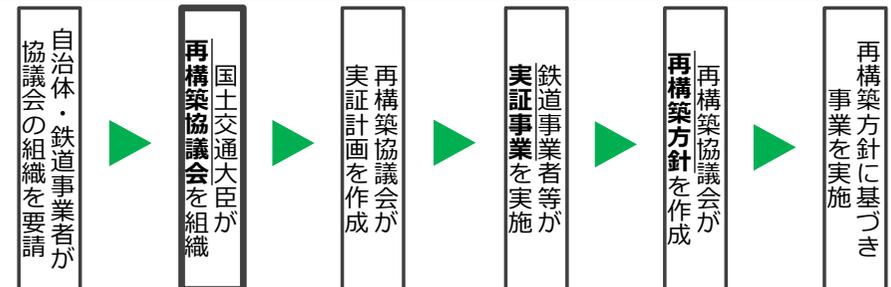
基本の方針C. 災害や疫病、事故など異常時にこそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現・・・p12

地域の関係者の連携と協働の促進【地域交通法】

- ・**目的規定**に、自治体・公共交通事業者・地域の多様な主体等の「地域の関係者」の「連携と協働」を追加し、**国の努力義務**として、関係者相互間の連携と協働の促進を追加。
- ・地域の関係者相互間の連携に関する事項を、**地域公共交通計画への記載**に努める事項として追加。

ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充【地域交通法】

- ・自治体又は鉄道事業者からの要請に基づき、関係自治体の意見を聴いて、国土交通大臣が組織する「**再構築協議会**」を創設（協議会の開催、調査・実証事業等に対して国が支援）。
- ・また、協議会において①鉄道輸送の維持・高度化②バス等への転換 のいずれかにより利便性・持続可能性の向上を図るための方策について協議が調ったときは**再構築方針を作成**。国は協議が調うよう積極的に関与。
- ・国は、大臣認定を受けた同事業によるインフラ整備に取り組む自治体について、社会資本整備総合交付金等により支援。 <予算>



(協議会では「廃止ありき」「存続ありき」の前提を置かずに議論)

※ J R各社は、引き続き J R会社法に基づく「大臣指針」を遵守し、国鉄改革の実施後の輸送需要の動向等を踏まえて現に営業する路線の適切な維持等に努めることが前提

バス・タクシー等地域交通の再構築に関する仕組みの拡充【地域交通法】

「地域公共交通利便増進事業」の拡充

- ・自治体と交通事業者が、一定の区域・期間について、交通サービス水準（運行回数等）、費用負担等の協定を締結して行う「**エリア一括協定運行事業**」を創設。
- ・国は、**複数年の支援総額を事前明示**するとともに、インフラ・車両整備に対する社会資本整備総合交付金を含め、予算面で支援（上下分離も可能）。 <予算>

「道路運送高度化事業」の拡充

- ・**AIオンデマンド、キャッシュレス決済、EVバス**の導入等の**交通DX・GXを推進**する事業を創設。
- ・国は、インフラ・車両整備に対する社会資本整備総合交付金を含め、予算面で支援するとともに、(独)鉄道・運輸機構の出融資や固定資産税の特例措置により支援できるよう措置。 <予算・財投・税制>



鉄道・タクシーにおける協議運賃制度の創設【鉄道事業法・道路運送法】

地域の関係者間の協議が調ったときは、国土交通大臣への**届出**による運賃設定を可能とする**協議運賃制度**を創設。
(※乗合バスについては、平成18年より協議運賃制度を導入済。)

目的

関係省庁の連携の下、デジタルを活用しつつ、地域の多様な関係者の共創による地域公共交通の「リ・デザイン」や、広域的な公共交通ネットワークの高機能化・サービス向上を促進することにより、地域の交通の活性化と社会的課題解決を一体的に推進する。

構成員

議長 国土交通大臣

事務局 国土交通省 総合政策局

構成員（関係省庁）

内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 次長
 内閣府 地方創生推進事務局 次長 / 警察庁 交通局長
 こども家庭庁 成育局長 / デジタル庁 統括官（国民向けサービスグループ長）
 総務省 地域力創造審議官 / 文部科学省 総合教育政策局長
 厚生労働省 政策統括官（総合政策担当） / 農林水産省 農村振興局長
 経済産業省 地域経済産業グループ長、製造産業局長
 国土交通省 公共交通政策審議官、都市局長
 道路局長、鉄道局長、物流・自動車局長
 観光庁 次長 / 環境省 総合環境政策統括官

（府省庁建制順）

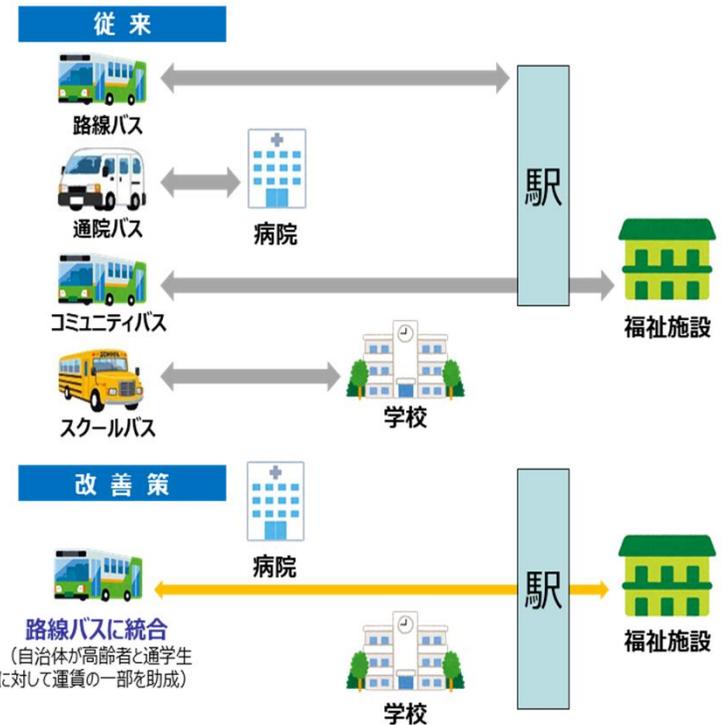
構成員（有識者）

阿部守一 （長野県知事）
 越 直美 （三浦法律事務所弁護士）
 富田哲郎 （東日本旅客鉄道株式会社取締役会長）
 増田寛也 （日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長）
 松本 順 （株式会社みちのりホールディングス代表取締役グループCEO）
 棕田昌夫 （広島電鉄株式会社代表取締役社長）
 森地 茂 （政策研究大学院大学客員教授、名誉教授）
 山内弘隆 （一橋大学名誉教授）
 吉田守孝 （株式会社アイシン代表取締役社長）

（五十音順・敬称略）

移動需要の集約（マルチ送迎）

【茨城県常陸太田市 人口：約5万人】



地域における連携・協働（「共創」）の取組の一例

（参考）第13回デジタル田園都市国家構想実現会議（2023/6/2）岸田総理発言（抜粋）

経済産業大臣と国土交通大臣は、それぞれ関係大臣と連携し、本会議の下に、デジタルライフライン全国総合整備計画を策定するための会議と、交通のリ・デザインと地域の社会的課題解決を一体的に推進するための会議を、それぞれ設置してください。

バリアフリー整備目標に基づくバリアフリー化の推進

【基本的な考え方】

- ・**地方部を含めたバリアフリー化**の一層の推進
- ・市町村における**基本構想等の作成促進**による面的なバリアフリーの推進

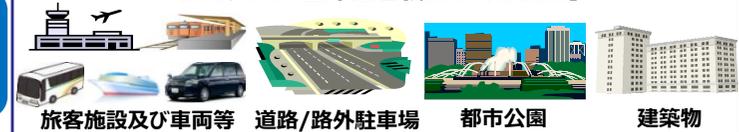
【主な整備目標】

- ・3千人以上/日の駅等の旅客施設に加え、**2千人以上/日で基本構想に位置づけられた施設**を原則として全てバリアフリー化
- ・**ホームドア等**について、**全体で3,000番線整備**（目標値の設定）
- ・**基本構想の作成市町村数**を約450自治体（1.5倍）に拡大
- ・ノンステップバス、福祉タクシー、道路、建築物等のバリアフリー目標を引き上げ等

※バリアフリー整備目標：バリアフリー法に基づき、令和3年度から5年間のバリアフリー整備目標を策定し、計画的に推進

- ・バリアフリー整備目標に沿って事業者や自治体が行うハード整備へ支援
- ・バリアフリー法に基づき、施設・車両等のバリアフリー基準等を策定

【バリアフリー基準適合義務の対象施設】



心のバリアフリーの推進などソフト面でのバリアフリー化

- 「心のバリアフリー」への国民の理解や行動を促すための取組等を推進
 - ・自治体と学校が連携した**バリアフリー教育**の充実
 - ・交通事業者の**接遇向上に向けたガイドライン**の策定・見直し
 - ・**バリアフリートイレ、車椅子使用者用駐車施設等の適正利用**のキャンペーン
 - ・**観光地・宿泊施設等**におけるバリアフリー化（「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の普及等）
 - ・障害者用ICカードの導入等、真の共生社会の実現に向けた取組の推進 等

障害当事者参画の推進

- バリアフリー基準、ガイドライン等の策定、その他バリアフリー施策の検討に際しては、**高齢者、障害者等の当事者意見を可能な限り反映**

第2次交通政策基本計画（令和3年5月閣議決定）

鉄道駅のバリアフリー化の推進は、エレベーターやエスカレーター、ホームドア等の整備を通じ、高齢者や障害者だけでなく、全ての利用者が受益するとの観点から、①都市部において利用者の薄く広い負担も得てバリアフリーを進める枠組みを構築するとともに、②地方部において既存の支援措置を重点化することにより、従来を大幅に上回るペースで全国の鉄道施設のバリアフリー化を加速する。

① 鉄道駅バリアフリー料金について

令和3年12月 : **新たな料金制度を創設**（関係省令の改正等）

- ・平成30年4月、利用者アンケート実施。「5円までの上乗せについては84%、10円までは65%が賛成」との結果。
- ・通学定期料金については免除するなど、家計負担へ配慮。
- ・事業者において、事前届出時に整備・徴収計画を公表するとともに、毎年度、整備・徴収実績を公表。

令和4年1月以降 : 鉄道事業者より届出 } 現時点で17社より届出済
料金設定額：定期外10円、通勤定期7.3円、通学定期0円
(各社平均)

令和5年3月以降 : 料金徴収開始

② 地方部における支援措置の重点化について

○市町村が作成するバリアフリー基本構想※に位置付けられた鉄道駅のバリアフリー施設整備については、

補助率を最大1/3から最大1/2に拡充（令和4年度予算より実施）

※地域のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するため、関係者との協議や住民からの意見募集等を踏まえ、市町村が作成する具体的な事業計画【バリアフリー法第25条】

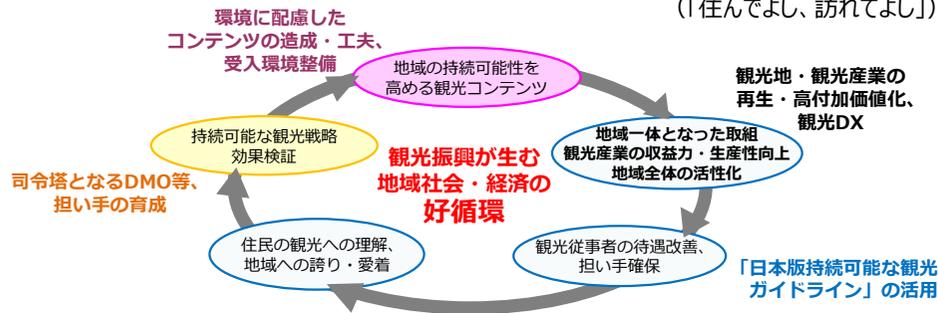
- 観光はコロナ禍を経ても**成長戦略の柱**、**地域活性化の切り札**。国際相互理解・国際平和にも重要な役割。
- コロナによる変化やコロナ前からの課題を踏まえ、**我が国の観光を持続可能な形で復活させる**。
- **大阪・関西万博も開催される2025年に向け、「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」をキーワードに、「持続可能な観光地域づくり」「インバウンド回復」「国内交流拡大」に戦略的に取り組み、全国津々浦々に観光の恩恵を行きわたらせる。**

計画期間：
令和5～7年度
(2023～2025年度)

基本的な方針

持続可能な観光地域づくり戦略

- 観光振興が**地域社会・経済に好循環**を生む仕組みづくりを推進する
- 観光産業の**収益力・生産性を向上させ、従事者の待遇改善**にもつなげる
(「稼げる産業・稼げる地域」)
- **地域住民の理解**も得ながら、地域の**自然、文化の保全と観光を両立**させる
(「住んでよし、訪れてよし」)



インバウンド回復戦略

- 消費額5兆円の**早期達成**に向けて、施策を総動員する
- **消費額拡大・地方誘客促進**を重視する
- **アウトバウンド復活**との相乗効果を目指す

国内交流拡大戦略

- 国内旅行の**実施率向上**、**滞在長期化**を目指す
- 旅行需要の平準化と関係人口の拡大につながる**新たな交流需要の開拓**を図る

目標

- **早期達成を目指す目標**：インバウンド消費**5兆円**、国内旅行消費**20兆円**
- **2025年目標**（質の向上を強調し、人数に依存しない指標を中心に設定）

持続可能な観光地域づくり	地域づくりの体制整備	① 持続可能な観光地域づくりに取り組む地域数【新】	100地域
	インバウンド回復	② 訪日外国人旅行消費額単価【新】	20万円/人
③ 訪日外国人旅行者一人当たり地方部宿泊数【新】		2泊	
④ 訪日外国人旅行者数		2019年水準超え	
⑤ 日本人の海外旅行者数		アジア最大・3割以上	
国内交流拡大	⑥ 国際会議の開催件数割合	アジア最大・3割以上	
	⑦ 日本人の地方部延べ宿泊者数	3.2億人泊	
	⑧ 国内旅行消費額	22兆円	

主な施策

- 観光地・観光産業の再生・高付加価値化
- 観光DX、観光人材の育成・確保
- 持続可能な観光地域づくりのための体制整備等
- コンテンツ整備、受入環境整備
- 高付加価値なインバウンドの誘致
- アウトバウンド・国際相互交流の促進
- 国内需要喚起
- ワークーション、第2のふるさとづくり
- 国内旅行需要の平準化

目指す2025年の姿

- **活力に満ちた地域社会**の実現に向け、**地域の社会・経済に好循環**を生む「**持続可能な観光地域づくり**」が全国各地で進められ、**観光の質の向上、観光産業の収益力・生産性の向上、交流人口・関係人口の拡大**がコロナ前より進んだ形で観光が復活している
- 万博の開催地である我が国が**世界的潮流を捉えた観光地**として脚光を浴び、「**持続可能な観光**」の**先進地**としても注目されている

令和5年10月18日
観光立国推進閣僚会議決定

- 国内外の**観光需要が急速に回復**する一方、観光客が集中する一部の地域や時間帯等によっては、**過度の混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響や、旅行者の満足度の低下への懸念も生じている状況。**
- **地方部への誘客をより一層強力に推進**するとともに、観光客の受け入れと住民の生活の質の確保を両立しつつ、**持続可能な観光地域づくり**を実現するため、**地域自身があるべき姿を描いて、地域の実情に応じた具体策を講じる**ことが有効であり、**国として**こうした取組に対し**総合的な支援**を行う。

1. 観光客の集中による過度の混雑やマナー違反への対応

■ 受入環境の整備・増強

- ・「タクシー不足に対応する緊急措置」
- ・交通手段や観光インフラの充実
- ・宿泊業の採用活動やDX化推進



■ 需要の適切な管理

- ・人気観光地の入域管理や混雑運賃の設定 京都駅～金閣寺間の乗合タクシー
- ・パークアンドライド駐車場の整備や代替

■ 需要の分散化・平準化

- ・混雑の可視化や空いている観光ルートのご案内
- ・高速道路料金割引の見直し

■ マナー違反行為の防止・抑制

- ・統一ピクトグラム（Do not throw rubbish）の策定、周知
- ・看板・デジタルサイネージの設置

等

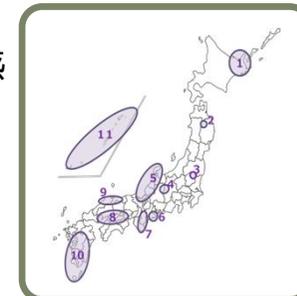


捨てるな
Do not throw
rubbish
ピクトグラムの例

2. 地方部への誘客の推進

■ 11モデル地域における高付加価値なインバウンド観光地づくり

地域のコアバリューを磨き上げ、それを体感できるコンテンツや宿泊施設の充実等により滞在価値を向上させる、高付加価値な観光地づくりを促進



■ 全国各地で特別な体験や期間限定の取組等を自然、文化、食、スポーツ等の様々な分野で創出し、全世界に発信



合掌造りを特別貸切



写真:森川昇

写真:松岡満男

■ 中部山岳国立公園、やんばる国立公園など4国立公園における魅力向上とブランド化

等

3. 地域住民と協働した観光振興

■ 地域の実情に応じた1. 及び2. に掲げる対策を促進すべく、住民を含めた地域の関係者による協議に基づく計画策定や、取組の実施への包括的な支援を実施

- ・地域の実情に応じた1. 及び2. に掲げる対策を促進すべく、住民を含めた地域の関係者による協議に基づく計画策定や、取組の実施への包括的な支援を実施
- ・地域の実情に応じた1. 及び2. に掲げる対策を促進すべく、住民を含めた地域の関係者による協議に基づく計画策定や、取組の実施への包括的な支援を実施
- ・計画に基づく実証や取組の本格実施への包括的な支援を全国約20地域で実施し、先駆モデルを創出

等



地域の協議の様子

基本の方針A. 誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に不可欠な交通の維持・確保・・・p2

基本の方針B. 我が国の経済成長を支える、高機能で生産性の高い交通ネットワーク・システムへの強化・・・p9

基本の方針C. 災害や疫病、事故など異常時にこそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現・・・p12

- 荷主、事業者、一般消費者が一体となって我が国の物流を支える環境整備について、総合的な検討を行うため、**令和5年3月31日に「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」を設置。**
- 同年6月2日に第2回を実施し、商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策をまとめた**「物流革新に向けた政策パッケージ」を決定。**



<構成員>

議長 内閣官房長官
副議長 農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
構成員 内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全担当)
国家公安委員会委員長
厚生労働大臣
環境大臣

※上記のほか、公正取引委員会委員長の出席を求める。

■総理指示（令和5年3月31日）

- 物流は国民生活や経済を支える社会インフラですが、担い手不足、カーボンニュートラルへの対応など様々な課題に直面しています。物流産業を魅力ある職場とするため、トラックドライバーに働き方改革の法律が適用されるまで、明日でちょうど1年となります。
- 一方、一人当たりの労働時間が短くなることから、何も対策を講じなければ物流が停滞しかねないという、いわゆる「2024年問題」に直面しております。
- これに対応するため、荷主・物流事業者間等の**商慣行の見直し**と、物流の標準化やDX・GX等による**効率化の推進**により、物流の生産性を向上するとともに、荷主企業や消費者の**行動変容**を促す仕組みの導入を進めるべく、抜本的・総合的な対応が必要です。
- このため、**物流政策を担う国交省と、荷主を所管する経産省、農水省等**の関係省庁で一層緊密に連携して、我が国の物流の革新に向け、政府一丸となって、スピード感を持って対策を講じていく必要があります。
- そこで、1年以内に具体的成果が得られるよう、対策の効果を定量化しつつ、**6月上旬を目途に、緊急に取り組むべき抜本的・総合的な対策を「政策パッケージ」として取りまとめ**てください。



「物流革新に向けた政策パッケージ」を決定（令和5年6月2日）

- 物流は国民生活や経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が2024年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。
- 主な課題は、荷待ち・荷役時間の削減、一人当たり輸送量の向上、多重下請構造の是正等による**物流の生産性向上**と、これを通じた**適正運賃の収受とドライバーの賃上げ**。
- **荷主・物流事業者、一般消費者が協力**して我が国の物流を支えるための環境整備に向け、2024年通常国会における法制化を推進。

《2023.6.2「物流革新に向けた政策パッケージ」の項目》

※着色部は法制化検討事項

(1) 商慣行の見直し

- ① 荷主・物流事業者間における物流負荷の軽減
- ② 納品期限、物流コスト込み取引価格等の見直し
- ③ 物流産業における多重下請構造の是正
- ④ トラックGメン（仮称）の設置等
- ⑤ 担い手の賃金水準向上等に向けた適正運賃収受・価格転嫁円滑化等
- ⑥ トラックの「標準的な運賃」制度の拡充・徹底

- ⑥ 高速道路のトラック速度規制の引上げ
- ⑦ 労働生産性向上に向けた利用しやすい高速道路料金の実現
- ⑧ 特殊車両通行制度に関する見直し・利便性向上
- ⑨ ダブル連結トラックの導入促進
- ⑩ 貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し
- ⑪ 地域物流等における共同輸配送の促進
- ⑫ 軽トラック事業の適正運営や安全確保
- ⑬ 女性や若者等の多様な人材の活用・育成

(2) 物流の効率化

- ① 即効性のある設備投資の促進
- ② 物流GXの推進
- ③ 物流DXの推進
- ④ 物流標準化の推進
- ⑤ 物流拠点の機能強化や物流ネットワークの形成支援

(3) 荷主・消費者の行動変容

- ① 荷主の経営者層の意識改革・行動変容
- ② 荷主・物流事業者の物流改善の評価・公表
- ③ 消費者の意識改革・行動変容を促す取り組み
- ④ 再配達率「半減」を含む再配達削減
- ⑤ 物流に係る広報の推進

基本の方針A. 誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に不可欠な交通の維持・確保・・・p2

基本の方針B. 我が国の経済成長を支える、高機能で生産性の高い交通ネットワーク・システムへの強化・・・p9

基本の方針C. 災害や疫病、事故など異常時にこそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現・・・p12

運輸防災マネジメントとは

○自然災害が頻発化・激甚化・広域化する中、輸送の安全を確保するため、国民生活や社会経済活動の維持に大きな役割を担う運輸事業者の災害対応力の向上が急務となっている。



○運輸防災マネジメントの取組により、運輸事業者の自然災害対応への取組（防災＋事業継続）を促進することが重要である。

※運輸防災マネジメントは「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」において、主要施策の一部に位置付けられている。

運輸防災マネジメントの推進

○運輸事業者の自然災害対応への取組（防災＋事業継続）を促進するため、令和2年7月に運輸事業者の企業防災体制の構築・実践の要点をまとめた運輸防災マネジメント指針を策定。



令和5年に改定した
マネジメント指針と同解説

○運輸防災マネジメント指針を活用し、運輸安全マネジメント評価の一環として運輸事業者の取組状況を確認のうえ、評価・助言等を行い、PDCAサイクルによる改善を支援。

○セミナー・シンポジウム等を実施し、防災意識の啓発や取組の促進を図る。

運輸防災マネジメントの目指す姿 ：「防災力の向上」＋「事業継続」

防 災

災害時の人的・物的
被害最小化

事業継続

安全を確保しつつ
早期復旧・事業再開

経営トップ
が率先
↓
全社一丸
で取組

危機管理

自然災害に対峙

経営判断

事業継続に要する
経営資源の配分、
優先事業の絞り込み等

迅速な初動

平時の備え